

国民年金のお話



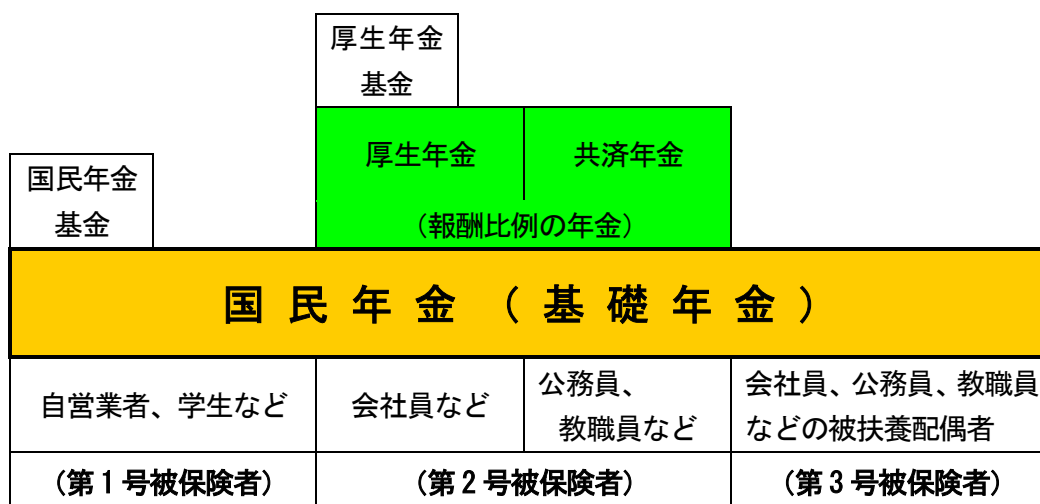
花巻市 健康こども部 国保医療課 国民年金係

平成 22 年度版

公的年金のしくみ

1. 公的年金のしくみ

- ① 国民年金（全国民、基礎年金）
- ② 厚生年金保険（会社員等）
- ③ 共済組合（公務員、教職員等）



2. 基礎年金番号

- ① 平成9年1月から、年金番号が共通化される。
- ② 一生を通じ1人1番号。
- ③ 記号4桁、番号6桁。

3. 国民年金は基礎年金を支給

- ① 老齢基礎年金
- ② 障害基礎年金
- ③ 遺族基礎年金
- ④ 独自給付
 - ・ 付加年金
 - ・ 寡婦年金
 - ・ 死亡一時金
 - ・ その他

4. 国民年金の財源

- ① 国民年金の保険料
- ② 厚生年金保険・共済組合の拠出金
- ③ 国庫負担金

I 国民年金の被保険者

1. 必ず加入しなければならない人

① 第1号被保険者

日本国内に住所がある農業、自営業、学生などの人、勤めていても厚生年金保険や共済組合に加入できない人で、20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。

② 第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している人を、第2号被保険者といいます。勤務先の事業所で行なう加入手続きにより、国民年金の第2号被保険者としての手続きを行なったこととなります。

③ 第3号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人は、第3号被保険者となります。

第3号被保険者は、自分で保険料を払う必要がありません。第3号被保険者の手続きは、第2号被保険者の勤務先の事業所で行うこととなります。

2. 希望すれば加入できる人（任意加入被保険者）

- ・ 20歳以上60歳未満で厚生年金保険や共済組合の老齢（退職）年金を受けている人。
- ・ 20歳以上65歳未満で外国に住んでいる日本人。
- ・ 日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で受給額を満額に近づけたい人。
- ・ 年金を受けるために必要な資格期間の足りない60歳以上70歳未満の人。

II 国民年金の保険料

1. 保険料の額

① 定額保険料

平成22年度保険料 1ヶ月 15,100円

② 付加保険料

第1号被保険者の人が、もらえる年金の額を増やすために付加して支払う保険料
1ヶ月 400円

2. 保険料の納め方

- ① 日本年金機構から送付される納付案内書により、金融機関、ゆうちょ銀行又はコンビニエンスストアで納めます。
- ② 希望により、銀行などの預金口座から自動的に引き落とす口座振替や、クレジットカードなどで支払う方法もあります。

3. 保険料の前納など

- ① 保険料は毎月納めることになっていますが、1年分の保険料を4月に前払いするとその保険料は割引かれます。(平成22年度 現金払い3,220円、口座振替3,800円の割引引き)
- ② 口座振替の早割制度(当月末払い)を利用した場合は、月額50円の割引引きとなります。

4. 保険料の免除

第1号被保険者で、保険料の納付が困難な人には、保険料免除や納付猶予制度があります。免除又は猶予された期間は、年金の受給資格期間に算入されます。

① 法定免除

第1号被保険者で次のような方は、その間の保険料が免除されます。

- 国民年金や厚生年金、共済組合から障害(1級・2級)の年金を受けている人
- 生活保護法による生活扶助を受けている人
- ハンセン病療養所、国立脊髄療養所、国立保養所など、厚生労働大臣が指定する施設に収容されている人

② 申請免除

第1号被保険者で経済的な理由などにより保険料を納めるのが大変困難なとき、次のいずれかに該当し、申請して承認された場合に免除されます。

- 本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定以下の場合
- 障害者、寡婦の人で、本人の前年所得が一定以下の場合
- 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている
- 失業により保険料の納付が困難な場合
- 震災・風水害・火災などで一定以上の損害を受けたとき
- 離職者支援資金貸付制度による貸付金を受給している
- 特別障害給付金を受給している

(a)全額免除

全額免除された場合に将来受け取る年金額は、全額保険料を納付している場合の2分の1となります。

(b)4分の3免除

4分の3免除された場合に将来受け取る年金額は、全額保険料を納付している場合の8分の5となります。(保険料は残りの4分の1を納付する必要があります。)

(c)半額免除

半額免除された場合に将来受け取る年金額は、全額保険料を納付している場合の4分の3となります。(保険料は残りの半額を納付する必要があります。)

(d)4分の1免除

4分の1免除された場合に将来受け取る年金額は、全額保険料を納付している場合の8分の7となります。(保険料は残りの4分の3を納付する必要があります。)

③若年者納付猶予

所得が少ない若年者（20歳台の方）には、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得要件により、保険料の納付を猶予する制度で、平成17年4月から平成27年6月までの措置です。猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

④学生納付特例

第1号被保険者である20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定額以下である人は、申請により保険料の納付を卒業まで猶予する制度です。

学生納付特例の承認を受けると

- ・ 障害や死亡などの不慮の事態が生じた場合、障害基礎年金又は遺族基礎年金が保障されます。
- ・ 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- ・ 学生納付特例期間の各月から10年間は、保険料を追納できます。

5. 保険料の追納

免除や若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、より高額な老齢基礎年金を受けたい場合に、10年以内の期間であれば、さかのぼって納めることができます。（免除や納付猶予、学生納付特例を受けてから2年を経過した分は、加算額が上乗せされます。）

III 基礎年金

1. 基礎年金の種類

- ① 老齢基礎年金
- ② 障害基礎年金
- ③ 遺族基礎年金

2. 年金の支給期間及び支払期月

- ・ 年金は、受給権を得た月の翌月分から支給され、受給権が消滅した月まで支給されます。
- ・ 年金は、支払月前2ヶ月分ずつが2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回支払われます。

3. 年金額の物価スライド制

毎年、全国消費者物価指数の年平均を基準として年金額が改定されます。

4. 未支給年金

受給権者が死亡し、自ら支払いを受けられなかった年金は、生計を同じくしていた遺族に未支給年金として支給されます。

IV 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納付した期間などが25年以上ある人が、65歳から支給されます。

1. 受給権格期間は25年以上が原則

老齢基礎年金は、保険料を納付した期間と保険料の免除や納付猶予を受けた期間を合わせ、原則として25年以上ある人が、65歳からもらえます。

受給資格期間

- ① 国民年金保険料を納めた期間
- ② 国民年金保険料の免除（全額、一部納付）を受けた期間
- ③ 若年者納付猶予期間
- ④ 学生納付特例期間
- ⑤ 昭和36年4月以降の厚生年金、共済組合などの加入期間
- ⑥ 第3号被保険者期間
- ⑦ 合算対象期間（カラ期間）

これらを合計して、原則として25年以上の期間が必要です。

合算対象期間（カラ期間）とは

国民年金に任意加入できる人が、任意加入しなかった期間をいいます。

老齢基礎年金を受けるための受給資格期間を見る場合には計算されますが、年金額には反映されません。

- ① 昭和36年4月から昭和61年3月までの間で配偶者が厚生年金、船員保険、共済組合に加入している間、本人が何の年金にも加入していなかった期間
- ② 昭和36年4月以降で20歳から60歳までの間で海外に在住していて任意加入しなかった期間
- ③ 昭和36年4月以降の厚生年金の脱退手当金を受けた期間
- ④ 昭和36年4月以前の厚生年金などの期間で通算対象期間になるもの
- ⑤ 昭和36年4月から平成3年3月までの間で、20歳以上の学生が任意加入しなかった期間

2. 年金額

老齢基礎年金の額は、平成22年度 792,100円が満額の年金で、20歳から60歳まで、保険料を全て納付した人が65歳から年金を受ける場合を基本としています。未納期間等がある人は、満額の年金を受給できなくなります。

※老齢基礎年金の計算式

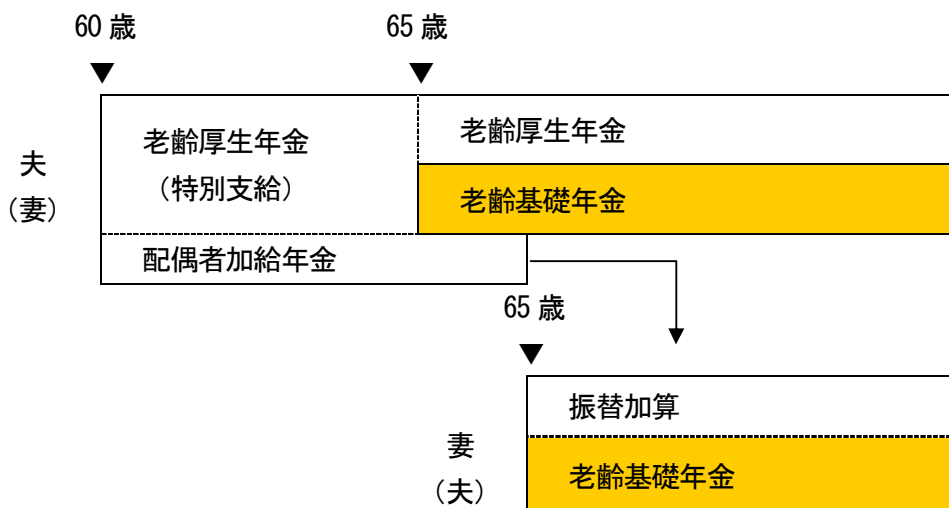
$$792,100 \text{円} \times \frac{\boxed{\text{保険料納付済月数}} + \boxed{\text{全額免除月数}} \times 1/2 + \boxed{\text{4分の3免除月数}} \times 5/8 + \boxed{\text{半額免除月数}} \times 2/3 + \boxed{\text{4分の1免除月数}} \times 7/8}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$$

* 免除期間が平成21年度以降の場合の計算です。

3. 加給年金と振替加算

厚生年金保険や共済組合では、次の年金を受けられるようになったとき、その人に生計を維持されている配偶者がいる場合、加給年金が加算され配偶者が65歳になるまで支給され、以後は配偶者本人の老齢基礎年金に振り替えて加算される制度です。

- ① 加給期間20年以上ある老齢厚生年金、退職共済年金
- ② 1級・2級の障害厚生年金、障害共済年金



* 60歳から64歳までの特別支給の老齢厚生年金は段階的に支給開始年齢が遅くなり、男：昭和24年4月2日、女：昭和29年4月2日生れ以降の方には支給されなくなります。

4. 支給の繰上げ・繰下げ

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、希望によって60歳から64歳の間に繰り上げて、年金を受け取ることができます。ただし、この場合の年金額は本来の年金額から一定の割合で減額され、この割合で減額された年金を一生受けることとなります。

なお、繰り上げて受給すると、1級または2級程度の障害者になっても、障害基礎年金が支給されなかったりします。

また、支給を繰り下げて65歳以降の希望する年齢から増額された年金を受けることもできます。

老齢基礎年金の支給額と支給率
(繰り上げ・繰り下げ)

単位：円

	昭和16年4月1日以前生まれの人	昭和16年4月2日以降生まれの人
60歳	459,400 (58%)	554,500 (70%)
61歳	514,900 (65%)	602,000 (76%)
62歳	570,300 (72%)	649,500 (82%)
63歳	633,700 (80%)	697,000 (88%)

64歳	705,000 (89%)	744,600 (94%)
65歳	792,100 (100%)	792,100 (100%)
66歳	887,200 (112%)	858,600 (108.4%)
67歳	998,000 (126%)	925,200 (116.8%)
68歳	1,132,700 (143%)	991,700 (125.2%)
69歳	1,299,000 (164%)	1,058,200 (133.6%)
70歳	1,489,100 (188%)	1,124,800 (142.0%)

(100円未満四捨五入)

5. 付加年金

付加保険料(1ヶ月400円)を納めた人の老齢基礎年金に加算される給付で、次のように計算した付加年金が支給されます。

200円×付加保険料を納付した月数

老齢基礎年金を繰り上げまたは繰り下げて受給する場合は、付加年金も減額または増額となります。

基礎年金額の計算例

①昭和14年4月2日生まれで、保険料を納めなかった期間がある人

昭36.4

平11.4

保険料未納	保険料納付
← 5年(60月) →	← 33年(396月) →
← 加入可能年数 38年(456月) →	

老齢基礎年金額

$$792,100 \text{円} \times \frac{396 \text{月}}{456 \text{月}} = 687,900 \text{円 (月額 57,325 円)}$$

②昭和14年4月2日生まれで、厚生年金に加入したことがある人

昭34.4 昭36.4

平11.4

厚生年金保険	保険料未納	保険料納付
← 2年(24月) →	← 10年(120月) →	← 23年(276月) →
← 加入可能年数 38年(456月) →		

老齢基礎年金額

$$792,100 \text{円} \times \frac{120 \text{月} + 276 \text{月}}{456 \text{月}} = 687,900 \text{円 (月額 57,325 円)}$$

③昭和 16 年 4 月 2 日生まれで、任意加入期間があるサラリーマンの妻

20 歳 退職 昭 61.4 60 歳

厚生年金保険	任意未加入 (カラ期間)	任意加入 (保険料納付)	第 3 号被保険者
←————→ 5 年 (60 月)	←————→ 8 年 (96 月)	←————→ 12 年 (144 月)	←————→ 15 年 (180 月)
←———— 加入可能年数 40 年 (480 月) —————→			

老齢基礎年金額

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{60 \text{ 月} + 144 \text{ 月} + 180 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 633,700 \text{ 円 (月額 52,808 円)}$$

V 障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金に加入している間に病気やケガで障害者になったとき（過去に被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の人が障害になったときを含む。）に、障害の程度が1級または2級の状態にあり、一定の要件を満たしている場合に支給されます。

1. 支給要件

障害基礎年金は、次の要件を満たしている人が、国民年金の障害等級が1級または2級に該当している場合に支給されます。

- ① 国民年金の被保険者である間や、被保険者であった人が60歳から64歳の間に、医師の初診を受けた病気やケガによる障害であること。
- ② 障害のもととなった病気やケガで初診を受けた日（初診日）の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間との合算期間が3分の2以上あること。なお、初診日が平成28年3月31日までの間にあるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。

※障害の認定

障害のもととなった病気やケガの初診日から、1年6ヶ月経過した日またはその前に症状が固定した場合はその日（障害認定日）に、障害の程度が1級か2級に該当する状態にあるかどうかで認定されます。

2. 20歳前障害

20歳前に初診日がある場合は、20歳になったときに障害の程度が1級か2級に該当すれば障害基礎年金が支給されます。

3. 事後重症の年金

障害認定日に障害の程度が1級または2級に該当しなかったため、障害基礎年金を受けられなかった人が、その後65歳に達する日の前日までに障害が重くなり2級以上に該当（事後重症）したときは、請求を行なった翌月分から障害基礎年金が支給されます。

4. 年金額

① 基本額

1級障害 990,100円(月額82,508円)

2級障害 792,100円(月額66,008円)

② 子の加算額

18歳までの子または障害年金に該当する20歳未満の子がいるとき支給されます。

加算対象の子	加算額
1人目・2人目	各227,900円
3人目以降	各75,900円

VI 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡し、一定の保険料納付要件を満たしているときに、その人によって生計を維持されていた遺族(子のある妻または子)に支給されます。

1. 受給要件

次のいずれかに該当する被保険者が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族(子のある妻または子)に支給されます。

- ① 死亡日の前々月までに、被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上あるとき。なお、平成28年3月31日までに死亡したときは、死亡した月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。
- ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしているときや老齢基礎年金の受給権者であったとき。

2. 遺族の範囲

遺族とは、死亡した人によって生計を維持されていた次の人です。

- ① 死亡した人の妻であって、18歳未満の子または20歳未満で障害基礎年金に該当する程度の障害のある子と生計を同じくしている妻。
- ② 妻がいない場合に死亡した人の子であって、18歳未満の子または20歳未満で障害基礎年金に該当する程度の障害のある子。

3. 年金額

① 妻が受ける年金額

基本額 792,100円

子の加算額は、1人目と2人目の子はそれぞれ227,900円、3人目以降は75,900円です。

	基本額	加算額	合計額（月額）
子が1人のとき	792,100円	227,900円	1,020,000円(85,000円)
子が2人のとき	792,100円	455,800円	1,247,900円(103,991円)
子が3人のとき	792,100円	531,700円	1,323,800円(110,316円)

② 妻がいなく子が受ける年金の額

基本額 792,100円

	基本額	加算額	合計額（月額）
子が1人のとき	792,100円	—	792,100円(66,008円)
子が2人のとき	792,100円	227,900円	1,020,000円(85,000円)
子が3人のとき	792,100円	303,800円	1,095,900円(91,325円)

4. 受給権の失権

遺族基礎年金の受給権は、受給権者である妻や子の死亡、婚姻により消滅するほか、妻は加算対象となっている全ての子が対象でなくなったとき、また、子は18歳の誕生日後初めての3月31日が終わったときや、障害基礎年金に該当する程度の障害の状態にあった子が20歳に達したときにも消滅します。

VII 国民年金独自の給付

1. 付加年金

① 加入できる人

自営業者等の第1号被保険者（任意加入者を含む）だけに適用されます。

② 年金額

付加年金額は、月額400円の付加保険料を納めると、次の式によって計算された額が老齢基礎年金に加算されます。

$$200円 \times \text{付加年金保険料納付月数}$$

2. 寡婦年金

① 受給要件

第1号被保険者の夫が死亡し遺族基礎年金が受けられない場合に、夫の保険料納付済期間と免除期間が合わせて25年以上あり、夫によって扶養されていて、かつ、婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳までの間支給されます。

ただし、夫が障害基礎年金の受給権をもっていたことがあったり、老齢基礎年金を受けていたとき、また妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは、寡婦年金は支給されません。

② 年金額

夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金の額の4分の3になります。

3. 死亡一時金

① 第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上ある人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したときに、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合、死亡した人と生計を同じくしていた遺族に支給されます。

② 遺族の範囲

- ・配偶者
- ・子
- ・父母
- ・孫
- ・祖父母
- ・兄弟、姉妹

③ 死亡一時金の額

保 険 料 納 付 済 期 間	金 額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

※ 部分免除月数は、保険料納付割合に応じた月数（半額免除、半額納付の場合は2月で1月）として計算します。

※ 付加保険料を3年以上納付している場合は、一律8,500円が加算されます。

VIII その他

1. 老齢福祉年金

国民年金制度が発足した当時、すでに高年齢に達していた方で、保険料を納める期間が短いため、拠出性の年金が受けられない方に支給される無拠出年金です。

① 支給の対象となる方

ア. 明治44年4月1日までに生れた方

イ. 明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生れた方で、国民年金保険料納付済期間と免除期間を合わせて、生年月日に応じて4年1ヶ月から7年1ヶ月以上ある方

であって、70歳（障害者の場合は65歳）から支給されます。

② 支給額

平成22年度 405,800円(月額33,817円)

- ・ 本人、配偶者、扶養義務者等に一定の所得がある場合は、一部又は全額支給停止となります。
- ・ 支払いは、年3回(4月、8月、12月)です。

2. 特別障害給付金

① 支給の対象となる方

ア. 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生

イ. 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

① 支給額

平成22年度 障害基礎年金1級に該当する方 月額50,000円

障害基礎年金2級に該当する方 月額40,000円

- ・ 支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。
- ・ 本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。
- ・ 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失となります。
- ・ 支払いは、年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月、2月)で、前月までの分が支払われます。

IX 申し出による年金の受取り停止

年金受給権者からの申し出により、年金の受取りを停止することができます。

- ・ 支給停止の申し出をした翌月分から支給停止となります。
- ・ 支給停止の撤回は、いつでも行なうことができ、撤回の申し出をした月の翌月分から支給されます(支給停止されていた期間分を遡って受給することはできません。また、撤回後の年金額は繰下げ制度とは異なり増額されることはありません。)
- ・ 年金の種類ごとに支給停止の申し出・撤回を行なうことができます。
- ・ 一部(一定額)の停止はできません。